

○ 一関市教育振興基本計画後期事業計画（案）に対するご意見の概要及びご意見に対する考え方

意見数：2件（1人）

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	各論 第2章 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実 1 確かな学力を育む教育の推進 (2) 教員の授業力の向上 ② 研究校指定と総合訪問指導	研究校に指定されると指定期間中の授業研究はともかく、最終年に開催される指定校公開研究会が先生方の長時間勤務の原因になっており、働き方改革が一定程度の実効を得られるまでの数か年間にわたって指定校研究を休止すべきと考える。本項で本計画後期の5か年間は休止することとされたい。	研究校に指定される如何に関わらず、教員にとって授業の研究は不可欠なものです。研究によって、より児童生徒に学ぶ力をつけさせたり、よりわかりやすい授業を提供したりすることができます。公開研究会はその成果を授業公開することで、よりよい指導方法などを共有することになります。  かつては、授業研究会では研究の成果をまとめた冊子を準備していましたが、現在市教育委員会では、研究成果を4～8ページに端的にまとめたリーフレットを作成するよう指示しており、必要以上の印刷物等の作成は求めていません。  そうした工夫をすることで、働き方改革を進めながら、学校が研究に取り組むことは十分に可能です。

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
2	<p>各論 第2章 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実</p> <p>9 多様な学びを支える教育環境の整備・充実</p> <p>(4) 教職員の働き方改革</p> <p>③ 適切な部活動時間の設定</p>	<p>各学校の「部活動に係る活動方針に基づき・・・のことであるが、各校方針の根幹となる「一関市における部活動のあり方に関する方針」が平成30年度に策定された岩手県の方針を大幅に割愛して策定したものを年度が変わって「年」を置き換えたものだけになっており、その後内容改定した岩手県方針と乖離を生じている。部活動の時間抑制や休養日設定には変更が無かったとは言え「学校外のスポーツ文化活動に取り組む生徒に配慮する取組」や「参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること」を早急に市方針に追加改定し、各校方針にも具備させるべきである。本項にその旨を追加されたい。その結果として部活動に参加する生徒が漸減して合同部活動を本格化させることが先生方の負担軽減に資するのである。</p>	<p>岩手県の方針については、各市町村はそれを参考に部活動の方針を作成するものであり、内容については市町村の考えが反映されるべきものであります。市が作成した「一関市における部活動のあり方に関する方針」では、週2日の休業日や1日の活動時間等について定めており、平成30年度から確実に浸透し、教職員の働き方改革に効果が表れているととらえております。これは、市内の学校の実態、地域事情を考慮しながら一関市中学校長会と協議を重ねて策定したものであり、更に毎年更新しているものです。</p> <p>部活動の加入については、部活動が生徒の人間形成の機会であること、多様な生徒が活躍できる場であることなど、教育的意義が非常に大きいことから、各学校では生徒全員が部活動に参加するかを検討し、各校ごとに判断しているところです。教育課程外の教育活動をどのように行うかは、基本的に校長の職務権限に属する事項ですが、有効な教育活動を全員に体験させる判断は尊重されるべき内容と考えています。</p> <p>しかし、部活動が任意加入の方向にあることも踏まえ、部活動以外にスポーツなどの活動をしている場合は、学校の部活動に入らず、校外での活動を認めるなど、学校ごとに個別のニーズに配慮して対応しているところです。市教育委員会としては、部活動をする生徒を減らすことで教員の負担軽減に資する考えはありません。合同部活動については、活動場所への移手段や、事故・トラブル時の対処等課題は多くあり、実施の可能性について校長会と検討しているところです。</p>